

大村市子ども読書活動推進計画



平成 25 年 3 月

大村市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の趣旨

- 1 子どもの読書活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 5 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

- 1 家庭における読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 地域における読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 3 幼稚園・保育所・認定こども園における読書活動の推進・・・・・・・・6
- 4 学校における読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - (1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実・・・・・・・・7
 - (2) 学校図書館の整備・充実・・・・・・・・7
- 5 市立図書館における読書活動の推進・・・・・・・・8
- 6 障がいのある子どもへの読書活動の推進・・・・・・・・9
- 7 子どもの読書活動に関わるボランティア等への支援・・・・・・・・9

第3章 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・10

参考資料 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・11

第1章 計画策定の趣旨

1 子どもの読書活動の意義

本には自分の知らない世界や自分とは違うさまざまな人の考え方が書かれています。それを知ることで、想像力や感性が磨かれ、コミュニケーション力を養い、人生をより深く生きる力を身につけることができます。また、本を読むことで言葉や知識を獲得し、思考力を高め、表現力や創造力を豊かにします。情報化社会が進展する今日、氾濫する情報の中から必要とするものを自分で見極め、判断する力をつけるためにも読書は大切です。苦しい時、悩みを抱えている時、読書により問題解決の糸口を見つけたり、新たな生き方に出会い、救われることもあります。

このように、読書は私たちが生きていく上で大変重要なものです。まして、子どもの成長過程においては、読書は大きな役割を果たします。しかしながら、テレビ、インターネット、携帯電話などさまざまな情報メディアの普及により、子どもが楽しみを得る手段が多様化し「読書離れ」が指摘されています。

大人が読書の意義を理解し、自ら読書する姿を子どもに示して、読書のおもしろさ、楽しさ、大切さを伝えるとともに、子どもが読書習慣を身につけることができるよう、手助けしていくことが大切です。

2 計画策定の目的

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、平成20年3月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第2次)」を策定しました。

また、長崎県も平成16年2月に「長崎県子ども読書活動推進計画」を、平成21年2月に「第二次長崎県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

大村市は、これまでの国や県の計画と「大村市教育振興基本計画」を踏まえながら、本市の子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけ、豊かな心を育むことを目的として、この計画を策定します。

3 基本方針

この計画は、次の3つの基本方針をもとに策定します。

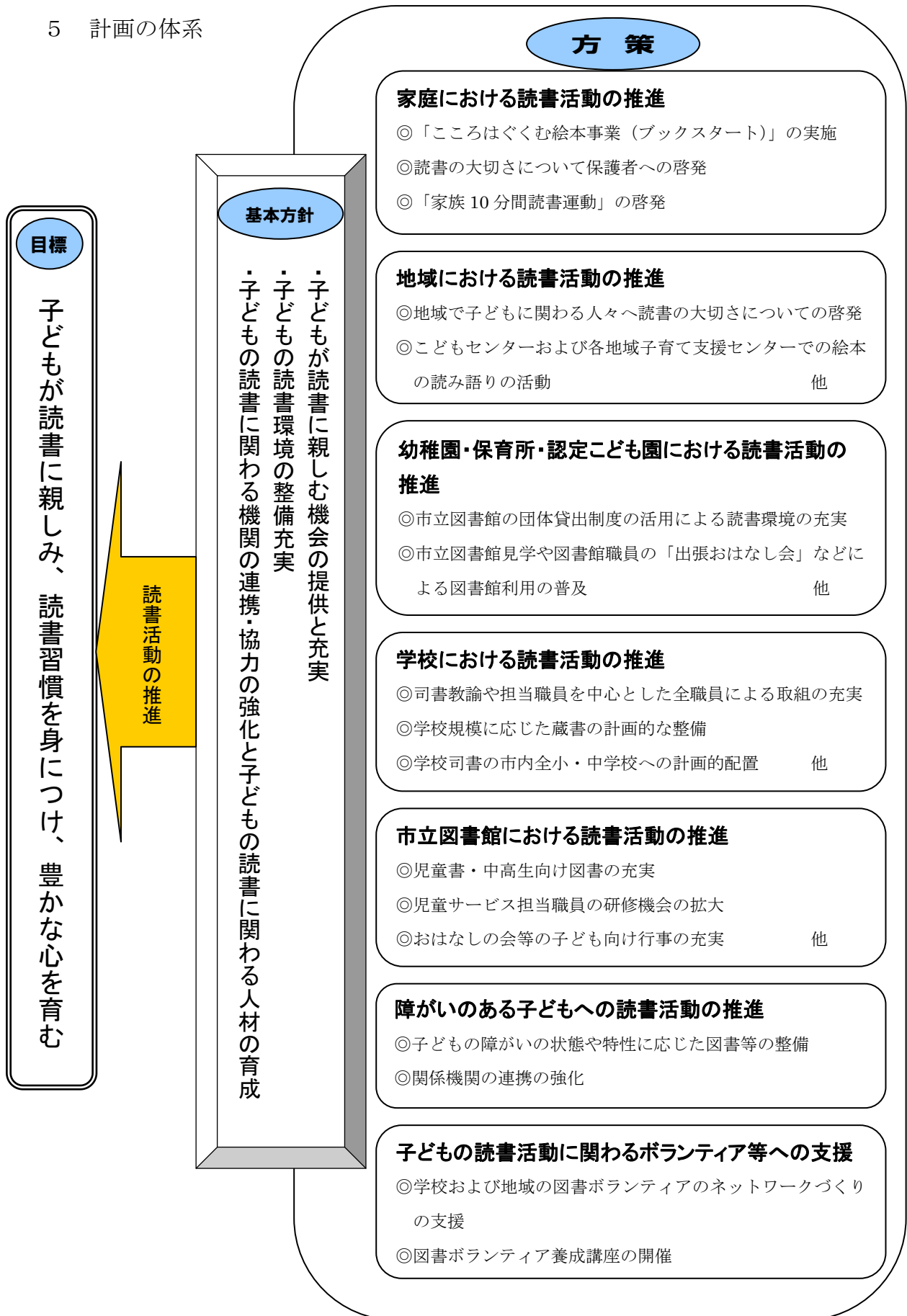
- (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実を図ります。
- (2) 市立図書館をはじめ、学校図書館や公民館・住民センター図書室等の子どもの読書環境の整備充実を図ります。
- (3) 幼稚園、保育所、認定こども園、学校、市立図書館等の子どもの読書に関わる機関の連携・協力の強化と、子どもの読書に関わる人材の育成を図ります。

4 計画の期間

本計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。



「としかんおはなしひろば」での読み聞かせ



第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における読書活動の推進

子どもの読書の第一歩は、赤ちゃんの時から絵本の読み聞かせから始まります。赤ちゃんにとって、大人から絵本を読んでもらうことは、自分に向けられた愛情と語りかけられる言葉とスキンシップにより、心と言葉の成長だけでなく、大人との信頼関係を育むものであり、非常に重要なことです。

このため、大村市では、平成14年から、1歳未満の赤ちゃんに絵本をプレゼントする「こころはぐくむ絵本事業（ブックスタート）」を実施しています。この事業は、絵本をとおして楽しい親子のふれあいの時間を作ってもらい、信頼関係を高め、心と言葉を育ててほしいとの願いから始まりました。読み聞かせの大切さを保護者に理解してもらい、家庭での読書環境づくりを推進する上で大切な事業であり、今後も継続していきます。

また、テレビやインターネット、ゲーム、携帯電話など情報メディアの普及により、家庭における読書の時間が減っています。保護者へ読書の大切さについて啓発し、長崎県が推進している「家族10分間読書運動」について広報活動を行い、家庭における読書活動の推進に努めます。

【主な取組】

- ①「こころはぐくむ絵本事業（ブックスタート）」の実施
- ②読書の大切さについて保護者への啓発
- ③「家族10分間読書運動」の啓発



「こころはぐくむ絵本事業」で配られている絵本とバッグ

2 地域における読書活動の推進

核家族化が進む中、地域の人々に子どもの読書活動の大切さを認識してもらい、子どもの読書活動の推進に協力を得ることが大切です。そのため、広報紙等を利用して、読書の大切さについての啓発活動に努めます。

また、大村市こどもセンターおよび市内の各地域子育て支援センターでは、機会あるごとに、乳幼児と保護者に絵本の読み聞かせを行い、親子で絵本に親しむことの楽しさを伝えています。各センターの職員とボランティアにより、活動を継続します。

子どもの身近に読書環境を整え、異年齢の子どもや保護者同士の交流の場にもなるようにと、市内の地区公民館やコミュニティーセンターには地域文庫が開設されていますが、図書の数冊は充分とは言えません。

学校を終えた子どもが帰宅するまで過ごす放課後児童クラブや放課後子ども教室も同様です。

これらの地域の子どもに関わる施設の読書環境が、市立図書館団体貸出制度を利用することで充実するように努めます。

【主な取組】

- ①地域で子どもに関わる人々へ広報紙などで読書の大切さを啓発
- ②大村市こどもセンターおよび市内の各地域子育て支援センターでの絵本の読み聞かせの活動
- ③市立図書館団体貸出制度の利用による読書環境の充実



ボランティアによる読み聞かせ

3 幼稚園・保育所・認定こども園における読書活動の推進

幼稚園、保育所・認定こども園では、絵本を活用した教育・保育が行われており、幼児期における絵本の重要性は十分認識されています。多くの施設で図書室や図書コーナーを設けていますが、更に子どもが多くのお書にふれることができるよう、市立図書館の団体貸出制度の積極的な活用を促進します。

また、市立図書館と連携し、図書館見学や「出張おはなし会」などを活用し、子どもが図書館への関心を持つことにより、図書館利用の普及も図ります。

併せて、幼稚園教諭や保育士等の読書に対する更なる意識の向上、読み聞かせの技術の向上のため、研修会等への参加を促進します。保護者へは、子どもの読書の大切さや読んでもらいたい本、話題の本を紹介するなど積極的に情報を発信し啓発に努めます。

【主な取組】

- ①市立図書館の団体貸出制度の活用による読書環境の充実
- ②市立図書館見学や図書館職員の「出張おはなし会」などによる図書館利用
- ③幼稚園教諭、保育士等の研修会等への参加
- ④読書に関する情報の保護者への発信



市立図書館を利用する保育所の子どもたち

4 学校における読書活動の推進

(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

市内の各小・中学校では、始業前や業間に全校一斉の「読書タイム」を設け、子どもだけでなく、教師も共に読書に親しんでいます。また、多くの学校で図書ボランティアによる本の読み聞かせなども盛んに行われ、子どもに読書の楽しさ、おもしろさを伝えています。

子どもの読書習慣を確立するためには、読み聞かせなどの受動的な読書から能動的・自発的な読書へと変わる小学校中学年から高学年における読書指導が大切です。担当教師、司書教諭、学校司書、図書ボランティアが協力し、また市立図書館とも連携して、学校における読書活動の推進を図ります。

【主な取組】

- ① 司書教諭や担当職員を中心とした全職員による取り組みの充実
- ② 「読書タイム」の継続
- ③ 学校図書館を使った学習活動の推進
- ④ 「子ども読書の日」や「読書週間」における読書推進行事の実施
- ⑤ 学校司書や市立図書館職員によるブックトーク等での本の紹介
- ⑥ 図書ボランティアによる読み聞かせなどの継続

(2) 学校図書館の整備・充実

学校図書館は「学習・情報センター」機能と「読書センター」機能を併せ持つ、学校教育の重要な拠点です。子どもが学習や生活の中で気軽に足を運び、思わず本を手に取りたくなる環境、学習資料として探している本が容易に見つけられる環境などの整備に努め、子どもたちと本の出会いの場としての学校図書館の環境づくりを推進します。

特に、平成24年度から、市内全ての小・中学校図書館に導入したデータベースシステムの利用の促進を図るとともに、平成24年度からモデル的に配置している学校司書を、市内の全小・中学校に計画的に配置していくように進めます。

また、各学校図書館のネットワーク化による相互利用についても研究を行います。

【主な取組】

- ①学校規模に応じた蔵書の計画的な整備
- ②子どもたちが過ごしやすい図書館の環境づくり
- ③学校図書館のデータベース化による利用の促進
- ④市内の各小・中学校図書館のネットワーク化による相互利用の研究
- ⑤学校司書の市内全小・中学校への計画的配置

5 市立図書館における読書活動の推進

市立図書館では、子ども室におけるサービスだけでなく、中地区公民館、郡地区公民館、各地区住民センター図書室への児童図書の配本を行っています。また、子どもと本を結びつけるため、おはなしの会やおすすめの本の特集展示なども行っています。

子どもの読書活動を推進するため、児童書や中高生向け図書の充実、児童サービス担当職員の研修機会の拡大や子ども向け行事の充実を図ります。また、公民館・住民センター図書室と連携し、子どもの利用の拡大を図ります。

幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校と連携し、図書館見学や「出張おはなし会」を行い、市立図書館の利用を促進するとともに、市内の子どもの読書に関わる施設・団体への団体貸出制度の利用の普及にも努めます。

また、子どもの読書活動への関心を高めるため、講演会や講座などを開催します。

【主な取組】

- ①児童書・中高生向け図書の充実
- ②児童サービス担当職員の研修機会の拡大
- ③おはなしの会等の子ども向け行事の充実
- ④市内の公民館・各地区住民センター図書室との連携による利用の拡大
- ⑤図書館見学や「出張おはなし会」の開催による図書館の利用の拡大
- ⑥子どもの読書に関わる施設・団体への団体貸出制度の利用の普及
- ⑦子どもの読書活動への関心を高めるための講演会・講座などの開催

6 障がいのある子どもへの読書活動の推進

障がいのある子どもへの読書活動を推進するためには、それぞれの障がいの状態や特性に応じた図書等を整備することが必要です。

そのため、障がいのある子どもが通う幼稚園・保育所・認定こども園、放課後児童クラブ、療育支援センター、小・中学校、特別支援学校などの関係機関に対して、市立図書館から図書等の情報を提供するとともに、関係機関からも独自に保有する図書等の情報を提供してもらい、情報を共有して連携を強化します。

【主な取組】

- ①子どもの障がいの状態や特性に応じた図書等の整備
- ②関係機関の連携の強化

7 子どもの読書活動に関わるボランティア等への支援

市内の小・中学校では「朝の読書タイム」や「読書週間」の行事として、図書ボランティアや保護者による絵本の読み聞かせやブックトークなどが行われており、学校での読書活動推進の大きな力となっています。

また、市立図書館や公民館などでは、地域のボランティアグループによる読み聞かせや人形劇などの活動が行われ、地域文庫の運営も地元のボランティアにより行われています。

それぞれのグループが単独で活動するだけでなく、市内の子どもの読書に関わるボランティアの横のつながりを深め、情報交換をすることで、更なる子どもの読書活動の推進につながるよう、市立図書館が中心となって、ボランティアのネットワークづくりの支援を行います。

また、ボランティアの人材の育成と活動の拡大、能力の向上のため、図書ボランティア養成講座を開催します。

【主な取組】

- ①学校および地域の図書ボランティアのネットワークづくりの支援
- ②図書ボランティア養成講座の開催

第3章 計画の数値目標

この計画は、子どもに読書を強制するものではありません。子どもを取り巻く読書環境を整備し、子どもが自ら進んで読書を楽しめるようにするためのものです。そのため、主に読書環境の整備についての以下のような数値目標を定めることとします。

- 「こころはぐくむ絵本事業（ブックスタート）」の絵本の配布率

平成23年度	平成29年度
98.4%	100%

- 市内小・中学校への学校司書の配置率

平成24年度	平成29年度
9.5% (2校/21校)	100% (21校/21校)

- 「学校図書館図書標準」の達成割合（小・中学校）

平成23年度	平成29年度
64.0%	95.0%

※「学校図書館図書標準」とは学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定した蔵書冊数のこと。

- 小学校における児童一人あたりの年間貸出冊数

平成23年度	平成29年度
26冊	50冊

- 市立図書館団体貸出制度利用団体のうち子どもの読書に関わる団体数

平成23年度	平成29年度
32団体	48団体

<参考資料>

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

大村市子ども読書活動推進計画

発行 平成25年3月
大村市教育委員会

〒856-0831

長崎県大村市東本町481

大村市立図書館

電話 0957-52-2457

FAX 0957-52-2514